

第2章 災害廃棄物処理の体制と情報管理

第1節 組織体制・指揮命令系統 ～地域防災計画より～

1. 災害対策本部と災害廃棄物対策プロジェクトチーム

本町で災害が発生したとき及び発生のおそれがあるときに設置される宮代町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）各班の対応内容は地域防災計画に定めるとおりとします。

大規模な災害が発生した場合は災害廃棄物対策プロジェクトチームを設置し、災害廃棄物の処理業務のうち、国庫補助等の財源確保に必要な事務を中心に担当します。災害廃棄物対策プロジェクトチームの任命は、災害対策本部長及び副本部長が、各職員の被災状況や職歴・技能等を考慮して行います。災害廃棄物対策プロジェクトチームの位置付けを図2.1.1に示します。

第2章 災害廃棄物処理の体制と情報管理

第2節 災害廃棄物処理業務の実施体制

1 組織体系図

本部の組織は次のとおりとする。

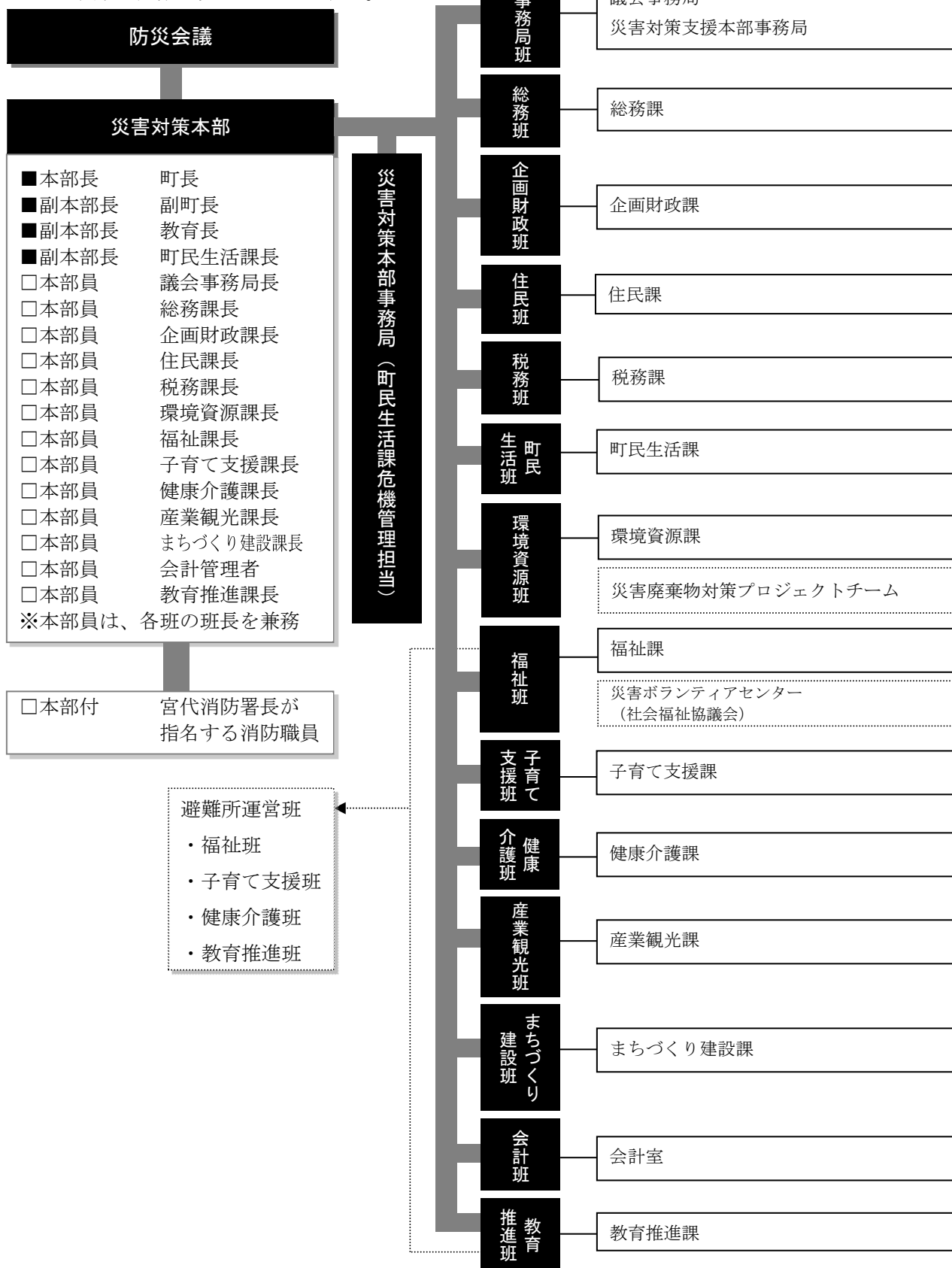


図 2.1.1 災害廃棄物プロジェクトチームの位置付け

2. 各班ごとの業務内容

本町の災害対策本部における各班別の発災後の災害廃棄物処理対応内容を表2.1.1に示します。

表2.1.1 災害対策本部における各班別の災害廃棄物処理対応内容（発災後）

災害対策本部 本部員会議	
・ 災害対策本部設置の決定 ・ 避難指示及び警戒区域の決定 ・ 広域応援要請の決定 ・ 自衛隊派遣申請の決定 ・ 災害救助法の適用申請の決定 ・ 被害情報に基づく対策活動の基本方針の決定（ライフラインの優先復旧箇所の決定、被災者援護に向けた活動内容の決定等） ・ その他重要事項の決定 ・ 各班による活動状況の確認及び各班への命令の伝達（本部員のみ） ・ 災害救助法適用の判断及び申請	
1	事務局（町民生活課危機管理担当）
地域防災計画における発災後の災害廃棄物処理対応	
・ 災害情報の収集 ・ 応急対策活動の集約 ・ 応急対策計画の立案及び総合調整 ・ 自衛隊の災害派遣申請の依頼、受入及び到着後の対応 ・ 県、関係機関との調整 ・ 班員の動員配備の決定及び総務班への伝達 ・ 防災行政無線情報等の情報通信手段の確保 ・ その他関係機関・団体への協力依頼 ・ 広域応援要請の依頼、受入及び到着後の対応 ・ 応援・受援に関する総合調整 ・ 災害救助法の適用及び実施	

第2章 災害廃棄物処理の体制と情報管理

第2節 災害廃棄物処理業務の実施体制

表 2.1.1 災害対策本部における各班別の災害廃棄物処理対応内容（発災後）

2 総務班
地域防災計画における発災後の災害廃棄物処理対応 ・ 職員の罹災状況の集約 ・ 組織の相互応援及び人員派遣の調整 ・ 被災者からの要望・相談の受付 ・ 災害情報の記録及び撮影 ・ 地震情報等の住民への伝達（防災行政無線等） ・ 災害情報の収集 ・ その他いずれの班の所管に属さない事項 ・ 各班への災害対策要員のローテーションの実施 ・ 広報紙、インターネットを使った避難者救援活動方針の広報
3 企画財政班
地域防災計画における発災後の災害廃棄物処理対応 ・ 緊急予算編成及び資金調達 ・ 災害時における資金調達 ・ 輸送車両及び燃料の確保 ・ 災害時における輸送機関の確保及び交通機関との連携 ・ 応援部隊（行政機関・協定締結機関等）の受入に伴う宿泊所（宿营地）の確保及び調整 ・ 災害対策に関する公共用地の有効活用 ・ 災害情報の収集 ・ 災害救助及び復旧事業の概算予測に関する積算 ・ 災害状況の統計管理 ・ 国庫補助の要望 ・ 災害対策予算の総合調整 ・ 災害復旧予算の編成及び執行管理 ・ その他財源調達及び災害対策予算等の確保

表 2.1.1 災害対策本部における各班別の災害廃棄物処理対応内容（発災後）

4	税務班
	地域防災計画における発災後の災害廃棄物処理対応 ・建物その他施設等の被害状況調査 ・各班からの被害情報等の取りまとめ ・被害情報等の本部への報告 ・各班及び関係機関への被害情報等の情報提供 ・災害情報の収集 ・人的及び物的被害状況の調査・報告・取りまとめ ・罹災者台帳の作成並びに罹災の相談及び証明書の発行
5	環境資源班 地域防災計画における発災後の災害廃棄物処理対応 ・久喜宮代衛生組合からの情報収集 ・北本地区衛生組合からの情報収集 ・久喜宮代衛生組合への情報提供 ・北本地区衛生組合への情報提供 ・仮設トイレの調達 本計画における災害廃棄物処理対応 ・久喜宮代衛生組合施設の被災状況の把握 ・北本地区衛生組合施設の被災状況の把握 ・避難所ごみ発生量の推計 ・避難所ごみ処理体制の構築 ・仮設トイレし尿収集量の推計 ・仮設トイレの配置計画 ・仮設トイレし尿収集処理体制の構築
6	福祉班（兼避難所運営班） 地域防災計画における発災後の災害廃棄物処理対応 ・避難所の開設及び運営 ・災害情報の収集 ・仮設トイレ等の設置・管理
7	子育て支援班（兼避難所運営班） 地域防災計画における発災後の災害廃棄物処理対応 ・避難所の開設及び運営 ・災害情報の収集 ・仮設トイレ等の設置・管理
8	健康介護班（兼避難所運営班） 地域防災計画における発災後の災害廃棄物処理対応 ・避難所の開設及び運営 ・災害情報の収集 ・仮設トイレ等の設置・管理

表 2.1.1 災害対策本部における各班別の災害廃棄物処理対応内容（発災後）

9 まちづくり建設班	
地域防災計画における発災後の災害廃棄物処理対応	
・ 道路、土木施設に対する被害状況の把握 ・ 緊急輸送道路の応急復旧 ・ 警察機関、国土交通省及び杉戸県土整備事務所等との連絡調整 ・ 水害対策の実施 ・ 道路、橋梁及び河川の応急復旧 ・ 現存資材の点検及び整備 ・ 応急処置用資材の確保 ・ 災害対策のための労力の確保 ・ 道路上にある障害物の除去 ・ 上下水道施設に対する被害状況の調査 ・ 応急危険度判定士による調査 ・ 危険建物に対する応急措置 ・ 災害情報の収集 ・ 応急復旧計画の策定 ・ 復興計画の策定	
本計画における災害廃棄物処理対応	
・ 災害廃棄物の発生量の推計 ・ 仮置場の設置準備・設置 ・ 仮置場の運用及び周辺環境対策 ・ 仮置場への搬入許可事務	
10 教育推進班（兼避難所運営班）	
地域防災計画における発災後の災害廃棄物処理対応	
・ 避難所の開設及び運営 ・ 災害情報の収集 ・ 仮設トイレ等の設置・管理	

3. 災害時の廃棄物対応の流れ

大規模な災害が発生した場合に大量に発生するごみの処理は、住民生活にとって重要な問題です。そのため、ごみの種類に応じて対応の優先順位を定め、迅速かつ的確に対応する必要があります。地域防災計画に示された災害時の廃棄物対応の流れを図2.1.2に示します。

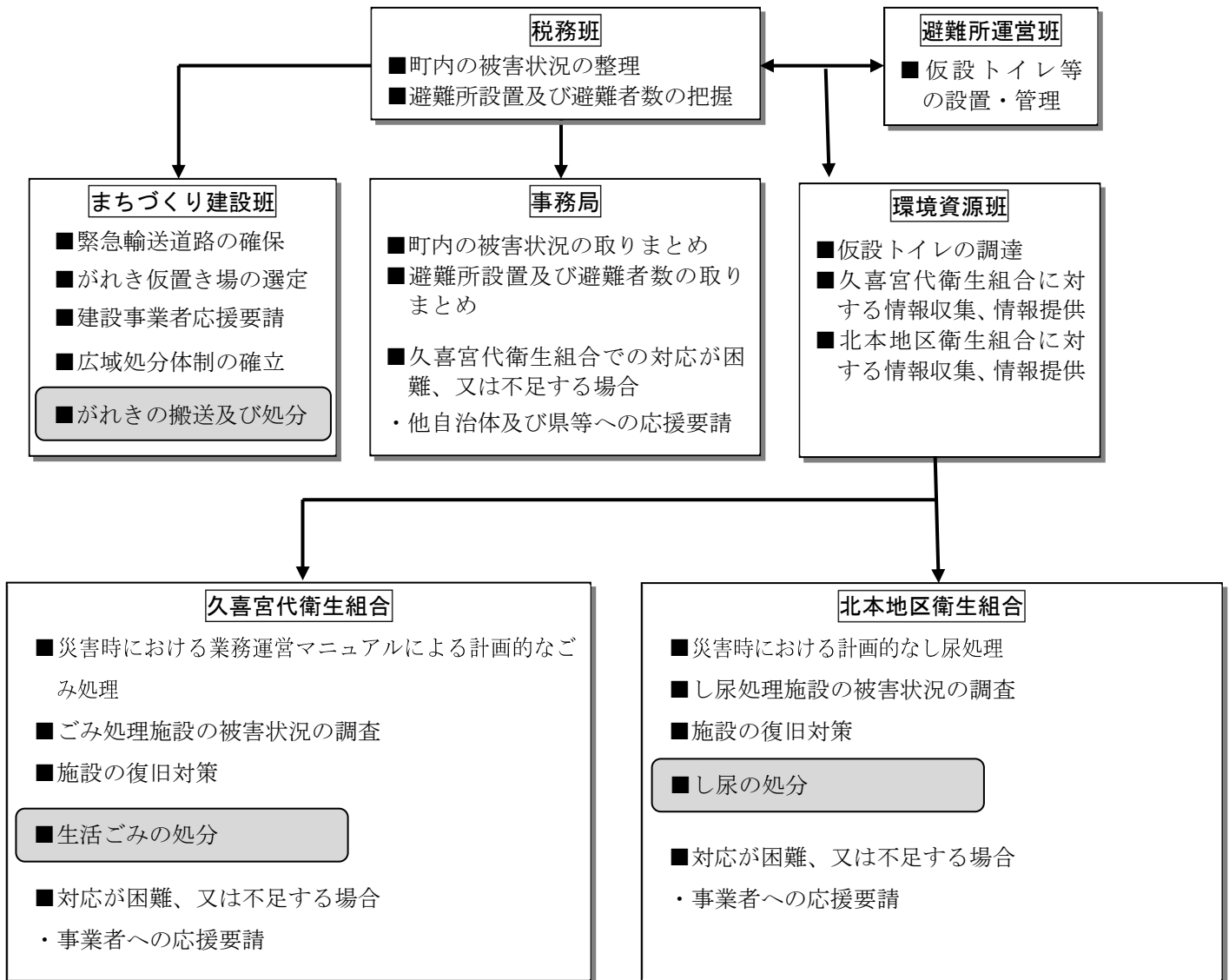


図 2.1.2 災害廃棄物への対応の流れ

第2節 災害廃棄物処理業務の実施体制

1. 災害廃棄物の処理体制

発災時の災害廃棄物対策組織として、災害廃棄物対策プロジェクトチームを設置します。災害廃棄物処理は大規模な災害の発生に伴い新たに発生する業務であるため、庁内の各課局から人員の補充や支援を得て、以下の臨時体制を組織します。必要な人員や補充元（課・室・局）については、発災後の被災状況に応じて判断します。また、事前に庁内人材リスト（廃棄物処理、土木・建築系の職歴のある職員やOBなど）を作成し、担当となる役職や氏名等を具体的に決定します。災害廃棄物対策プロジェクトチームを図2.2.1に示します。

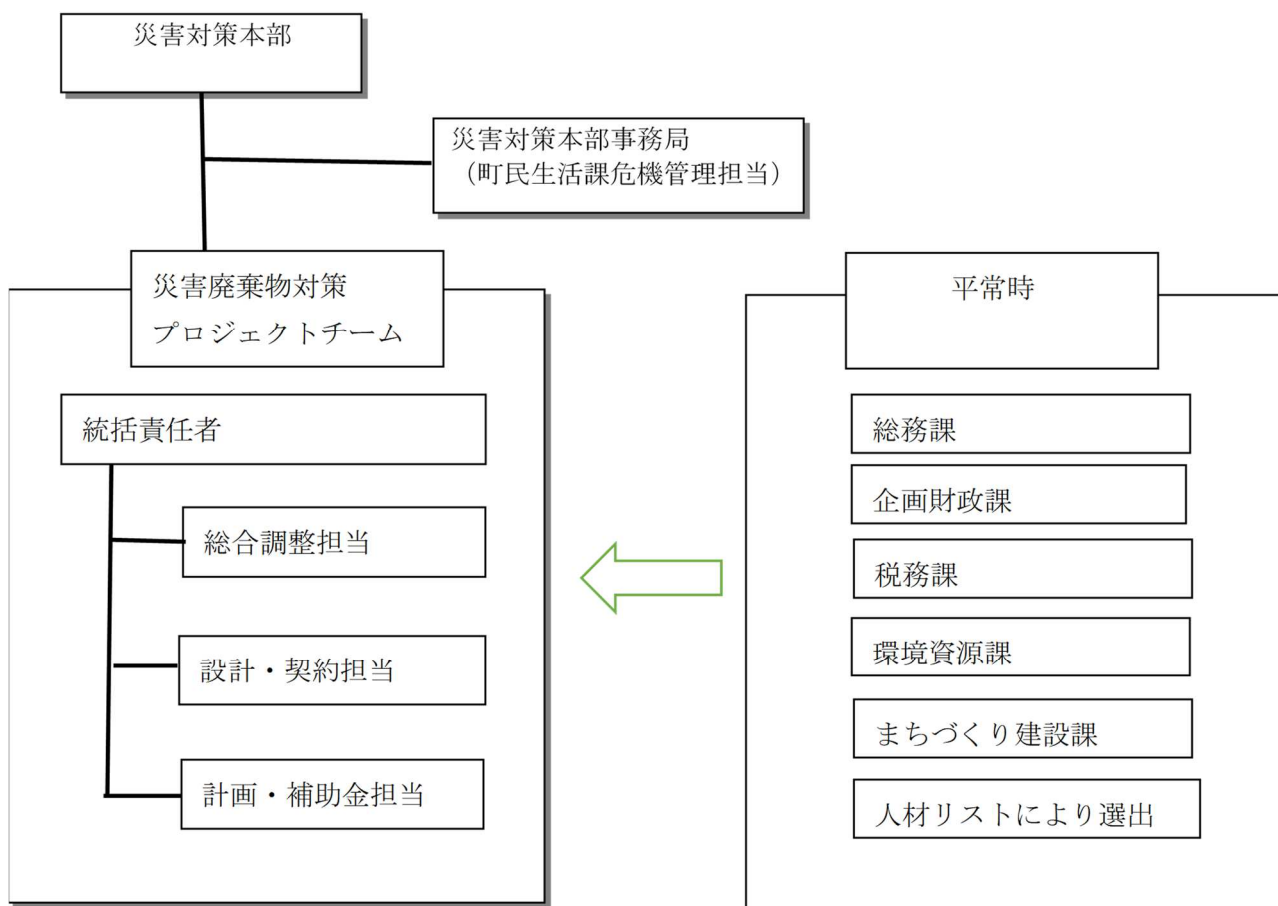


図2.2.2 災害廃棄物対策プロジェクトチーム

2. 災害廃棄物対策プロジェクトチームの業務内容

災害廃棄物対策プロジェクトチームの業務内容を表 2.2.1 に示します。

表 2.2.1 災害廃棄物対策プロジェクトチームの業務内容

担当	対応内容
1 総合調整担当	・災害廃棄物対策プロジェクトチームの総括及び職員の配置 ・災害廃棄物処理に係る、情報収集、関係者の調整 ・災害対策本部と各班との連絡調整 ・災害廃棄物処理に係る、近隣市町村・関係機関・関係団体・民間業者との連絡調整
2 設計・契約担当	・災害廃棄物処理に係る、設計・契約業務 ・民間業者への収集運搬業務発注仕様書作成 ・民間業者への処理業務発注仕様書作成 ・被災家屋の解体工事の計画・進行管理
3 計画・補助金担当	・災害等廃棄物処理事業費補助金申請事務 ・災害廃棄物処理実行計画の策定

第3節 情報収集・連絡

1. 情報収集と伝達の基本方針

情報収集と伝達の基本方針を表2.3.1に示します。

表2.3.1 情報収集と伝達の基本方針

処理方針	内 容
1 情報の把握と見極めと整理	・ 発災直後は、被災情報の収集・伝達が最も重要です。税務班は、各班からの被害状況の報告、防災関係機関等との連絡、住民からの通報等さまざまな情報が集中する中で、これらの情報を整理し、災害の規模、態様を明確にします。
2 正確かつ迅速に	・ 災害応急対策業務の通信は、正確かつ迅速に行います。
3 積極的な広報活動	・ 災害時の広報は、住民の不安の解消、有効な災害応急対策の促進、統率のとれた組織活動の確保のために重要であり、積極的に推進します。
4 確実に伝える	・ 災害時の広報は、報道機関による報道及び災害対策広報紙による情報提供等、被災者に確実に伝わる手段で行います。
5 多様な手段の活用	・ 総務班は、情報収集、配信手段の多様化、多ルート化についての検討を行い、住民が防災情報を入手しやすい環境を整備します。

2. 災害対応に関する情報管理体制

本町及び防災関係機関等との災害対応に関する情報の収集・伝達体制を図2.3.1に示します。

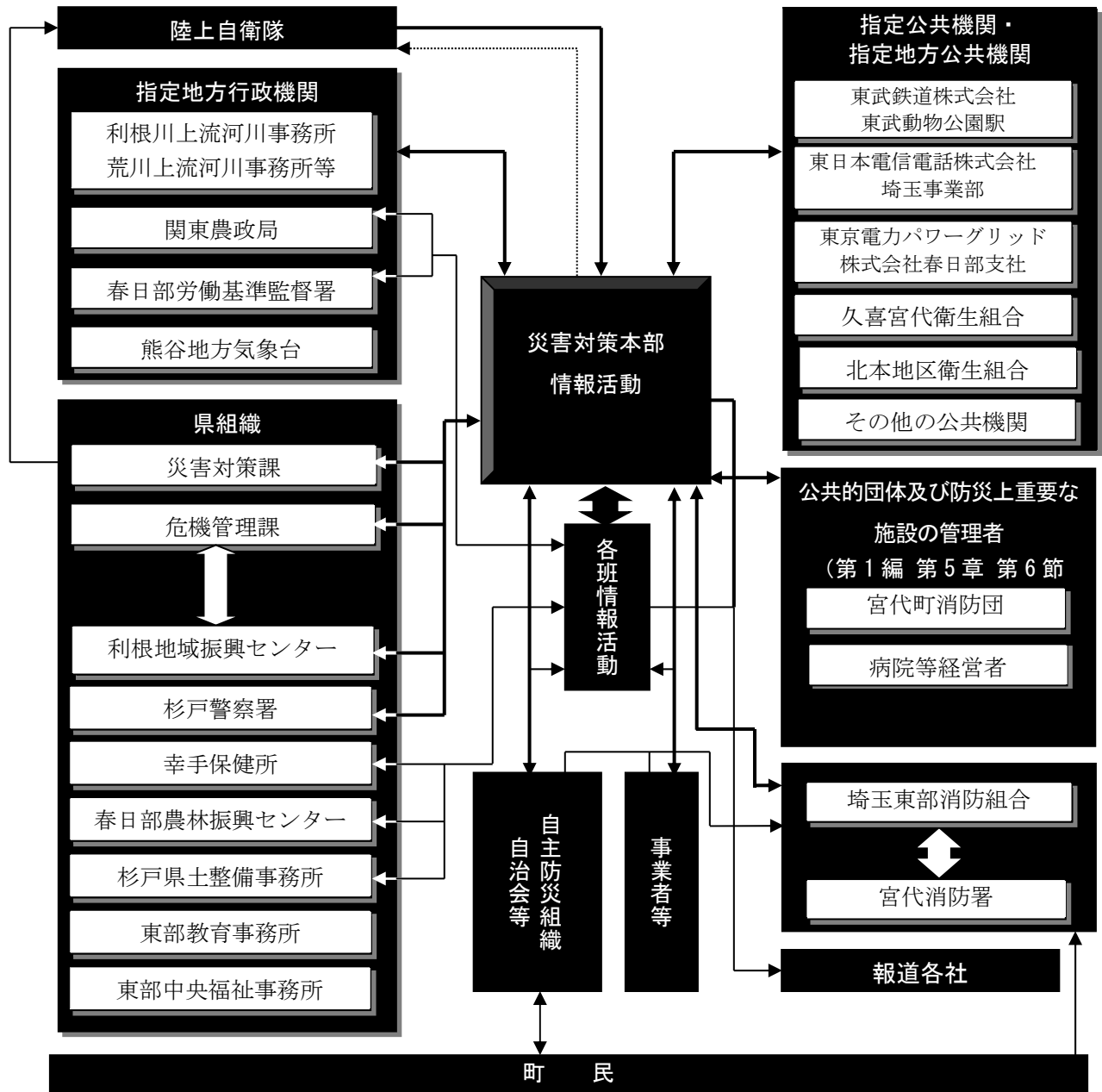


図 2.3.1 災害対応に関する情報の収集・伝達体制

第4節 関係機関等との応援協力体制

被災状況や災害廃棄物の発生量によっては本町だけでの対応ができないことも想定されるため、各課（平常時）において、関係機関等との協力・支援に関する協定をあらかじめ締結します。発災時は、これを活用して速やかに協力・支援体制を構築します。関係機関等と応援協力体制を図2.4.1に示します。

各課（平常時）は災害時の支援協定などについて、定期的に内容の確認見直しを行います。県・組合・関係団体などの連絡先を表2.4.1に、県・近隣市町村などとの協定を表2.4.2に、「災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書」における相互応援協定市町一覧を表2.4.3に示します。

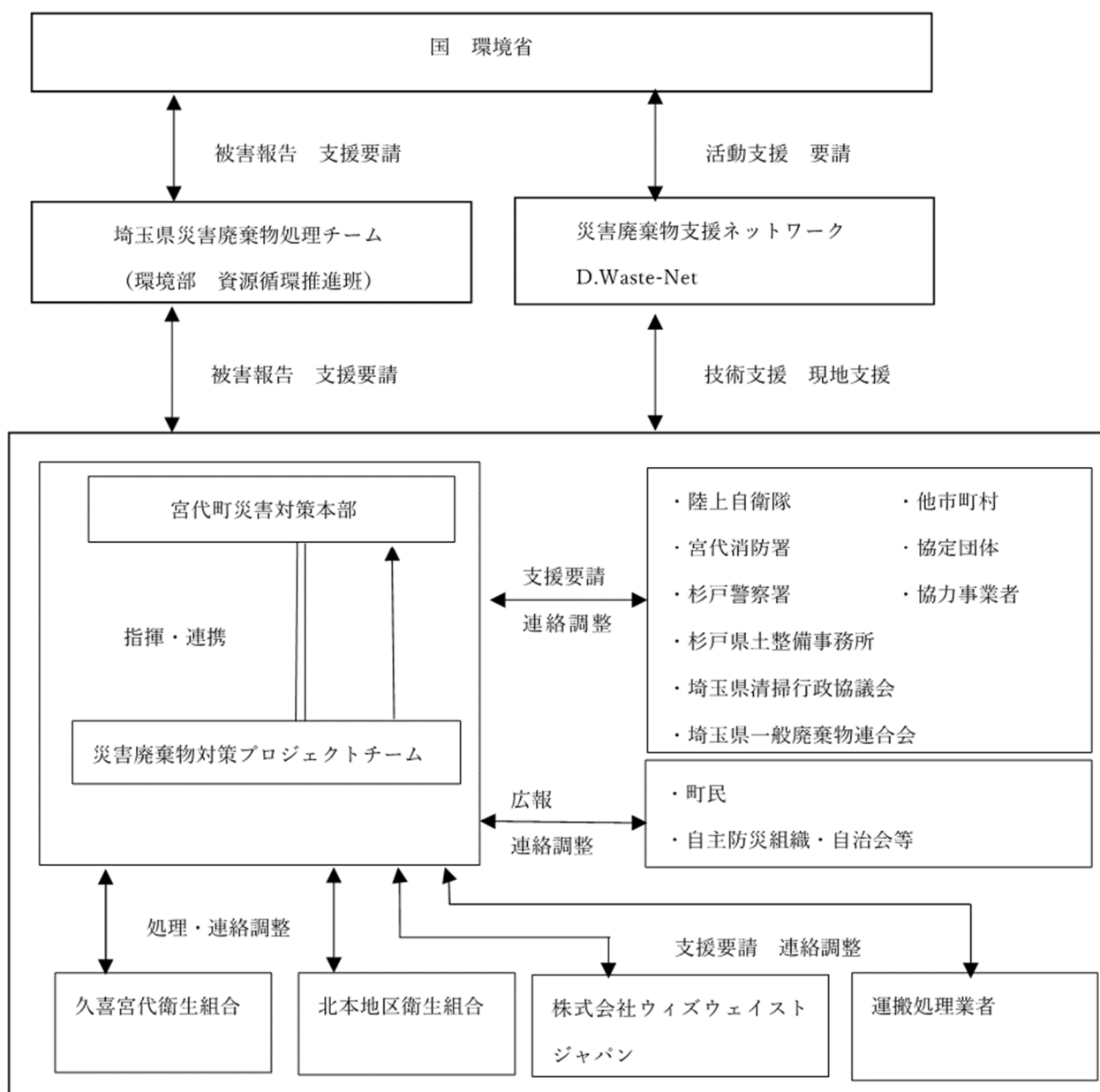


図2.4.1 関係機関等との応援協力体制

表 2.4.1 県・組合・関係団体などの連絡先

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
埼玉県 (環境部 資源循環推進課)	さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号	048-830-3110
杉戸県土整備事務所	杉戸町杉戸 432	0480-34-2381
久喜宮代衛生組合	宮代町和戸 1276-1	0480-34-2042
北本地区衛生組合	北本市朝日 1-200	048-591-5490
埼玉県一般廃棄物連合会	さいたま市浦和区常盤 3 丁目 11 番 2 号	048-831-6888
埼玉県清掃行政研究協議会	<協定>さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 (埼玉県環境部資源循環推進課) <R6 年度事務局>越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号 (越谷市環境経済部 資源循環推進課) ※事務局は輪番制となっており交代するため、最新の情報を要確認	埼玉県 049-239-6267 事務局 048-963-9181
宮代町建設土木事業者協力会	宮代町姫宮 359 番地 代表 株式会社 野口建設	
埼玉土建一般労働組合	宮代町大字須賀 244 番地 3	0480-35-0350
宮代町水道工事業者組合	宮代町山崎 745 番地 2 代表 株式会社中村工業所	0480-32-4817
埼玉県トラック協会久喜支部	久喜市南 2 丁目 1 番 35 号 関東流通サービス株式会社	0480-22-6149
埼玉土地家屋調査士会	さいたま市浦和区高砂 4 丁目 14 番 1 号	048-862-3173
株式会社ウィズウェイストジャパン	さいたま市大宮区大成町 2-224-1	048-663-3746
株式会社アクティオ	東京都中央区日本橋 3-12-2 朝日ビルディング 7F	03-6854-1411
町内ガソリンスタンド	宮代町中央 3-2-26 株式会社 金子物産 宮代町字東 78 島村石油	0480-32-3457 0480-32-3059

第2章 災害廃棄物処理の体制と情報管理
第4節 関係機関等との応援協力体制

表 2.4.2 県・近隣市町村などとの協定

No.	協定名	締結先	締結日	主な締結内容
1	災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書	春日部市、蓮田市、宮代町、白岡市、杉戸町	平成 17 年 10 月 1 日	相互応援
2	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	平成 20 年 2 月 25 日	レンタル機材の提供
3	災害時の応急対策に関する協定書	宮代町建設土木事業者協力会	平成 20 年 7 月 2 日	防災活動 復旧活動
4	災害時における応急対策活動に関する協定書	埼玉土建一般労働組合 宮代支部	平成 29 年 4 月 26 日	応 急 対 策 活 動
5	災害時における応急活動に関する協定	宮代町水道工事業者組合	平成 28 年 10 月 27 日	応急給水 応急復旧
6	災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書	埼玉県トラック協会 久喜支部	平成 17 年 7 月 1 日	救援物資の 輸送業務
7	災害発生時における燃料供給及び帰宅困難者支援に関する協定	町内ガソリンスタンド	平成 24 年 1 月 10 日	燃料供給
8	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会	平成 20 年 7 月 15 日	相互応援
9	災害廃棄物等の処理の協力に関する協定	埼玉県一般廃棄物連合会	平成 22 年 8 月 6 日	相互応援
10	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	埼玉土地家屋調査士会	平成 29 年 3 月 15 日	家屋被害認 定調査
11	災害等対応のための共助基本協定	株式会社ウィズウェイ ストジャパン	令和 6 年 6 月 17 日	廃棄物処理 相互支援

表 2.4.3 「災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書」
における相互応援協定市町一覧

市町名	連絡担当課	所在地	連絡先
春日部市	市長公室 危機管理防災課	〒344-8577 春日部市中央七丁目 2 番地 1	電話 048-736-1111 FAX 048-734-0869
蓮田市	総合政策部 危機管理課	〒349-0193 蓮田市大字黒浜 2799 番地 1	電話 048-768-3111 FAX 048-765-1700
宮代町	町民生活課	〒345-8504 宮代町笠原一丁目 4 番 1 号	電話 0480-34-1111 FAX 0480-34-1093
白岡市	総務部 安心安全課	〒349-0292 白岡市大字千駄野 432 番地	電話 0480-92-1111 FAX 0480-93-0118
杉戸町	危機管理課	〒345-8502 杉戸町清地二丁目 9 番 29 号	電話 0480-33-1111 FAX 0480-33-4550

1. 自衛隊・消防・警察との連携

本町職員は、災害廃棄物の処理を、消防署、警察署、自衛隊（派遣要請を行った場合）と連携して対処します。

道路上の災害廃棄物の撤去などが生じる場合は、災害対策本部へ連絡の上、地域防災計画などにに基づき、まちづくり建設班と調整し道路管理者へ撤去の要請を行います。また、有害物や危険物などの災害廃棄物に関する情報共有を行うものとしします。

2. 県・近隣市町村等との協力・支援体制

災害廃棄物処理において、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県、近隣市町村などとの協力・連携により広域的な処理を進めます。

支援の要請及び受入の連絡調整は、総務班が窓口になり行います。各担当からの要請内容を整理の上、県や近隣市町村などに支援の要請を行うとともに、県や近隣市町村などからの支援の申出について支援要請内容との調整を行い、その状況を県に報告します。なお、災害時の支援協定などについては、各課（平常時）において定期的に内容の確認と見直しを行います。大規模災害時の広域支援体制の構築に係る県・市町村の役割を表2.4.4に示します。

表2.4.4 大規模災害時の広域支援体制の構築に係る県・市町村の役割

県	市町村等
1. 災害廃棄物対策本部の設置・県内被害状況の情報収集	
・ 発災後速やかに、災害対策本部環境対策部を設置し、県内被害状況の情報収集を行う。 ・ 災害対策本部と連携して県内市町村などと連絡を取り、県内全域の災害廃棄物の発生状況、道路、処理施設などの被害状況を把握する。 ・ 団体規模に比して災害規模が大きいなどの理由で計画・マニュアルなどに定めた業務の遂行が著しく遅滞又は中断するおそれがある場合など、必要に応じて職員を市町村などに派遣し、業務の遂行の確認や進行管理の支援などを行う。 ・ 県内で対応困難な場合は、国及び県外自治体に対して、人員・人材の派遣、収集運搬・処理資機材等の支援を要請する。	・ 発災後速やかに、災害廃棄物対策のための体制を整え、災害廃棄物の発生状況、道路、処理施設などの被害状況を把握し、県災害対策本部環境対策部（本表では、以下「県」という。）などに報告する。 ・ 初動期に必要な災害廃棄物の現場撤去、仮置場の確保を進める。 ・ 人員不足の場合、県に調整・支援を要請する。 ・ 緊急的に必要ながれきの撤去などについて、民間事業者への協力要請やボランティアの受け入れなどを行う。

表 2.4.4 大規模災害時の広域支援体制の構築に係る県・市町村の役割

県	市町村等
2. 処理体制の検討	
- 市町村などとの連携により、県全体として迅速かつ効率的な処理を行える体制を構築する。市町村ごとの被災状況や災害廃棄物処理対応の可否を詳細に把握し、以下の順で検討する。 ア) 市町村など単独での処理が可能か イ) 市町村間の広域処理による対応が可能か ウ) 県による主体処理が必要か エ) 県外自治体への支援要請が必要か	- 被害状況、災害廃棄物の発生状況から、市町村など単独で災害廃棄物を処理できるかを検討し、県に報告する。 - 単独での処理が困難な場合は県に支援要請する。
3. 市町村など単独での処理体制の構築	
必要に応じて、資機材、燃料などの確保を支援・調整する。	人員を配置し、処理委託などの手続きを実施する。
4. 市町村等主体の広域処理体制の構築	
市町村等主体の広域処理が円滑に進むようエリア設定や処理体制構築について調整・支援する。	- 県の調整のもと、近隣市町村などとの広域処理体制を構築する。 - 広域処理エリア内の各市町村などの役割分担を明確にし、それに必要な人員を各市町村などに配置する。エリア内の中核的な市町村などが中心的な役割を担う。また、必要に応じて県外の経験者などの応援を受入れて体制を構築する。
5. 県主体の広域処理体制の構築	
- 市町村など自らの処理が困難であり、県への事務委託の要請があった場合は、県が主体となって災害廃棄物を処理する。 - 処理業務などの発注に当たって、複数市町村などのエリアを一括して発注することが効率的である場合は、関係市町村などと協議調整のうえ処理体制を構築する。	県の業務発注に必要な情報を提供する。
6. 国・県外自治体等との広域処理体制構築	
県内処理が困難な場合、国・県外自治体などへ支援要請し、県外広域処理体制を構築する。	- 県の調整を受け、国・県外自治体などとの広域処理体制を構築する。 - 県外自治体などと災害時の協力協定を締結している場合は、当該自治体などとの連携を行う。

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針（埼玉県 平成 29 年 3 月）

3. 株式会社ウィズウェイストジャパンとの連携

宮代町と株式会社ウィズウェイストジャパンとは災害等対応のため共助基本協定を締結しています。災害時には廃棄物処分のための施設提供や緊急的な要請のあった事項等について、応援・連携します。

4. 民間事業者等との連携

各班は、被災状況により民間事業者からの支援を求める場合、災害対策本部へ連絡の上、協定に基づき要請します。

5. D. Waste-Net・埼玉県清掃行政研究協議会との連携

1) D. Waste-Net: 災害廃棄物処理支援ネットワーク

D. Waste-Net は、環境省が事務局となって運営される大規模災害時の災害廃棄物の処理支援体制であり、環境省から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、「発災時」と「平時」の各局面において活動しています。国立研究所その他専門機関や関係団体により構成され、発災時の機能、役割として被災自治体に専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援等を行っています。D. Waste-Net の災害時の支援の仕組みを図2.4.2に示します。

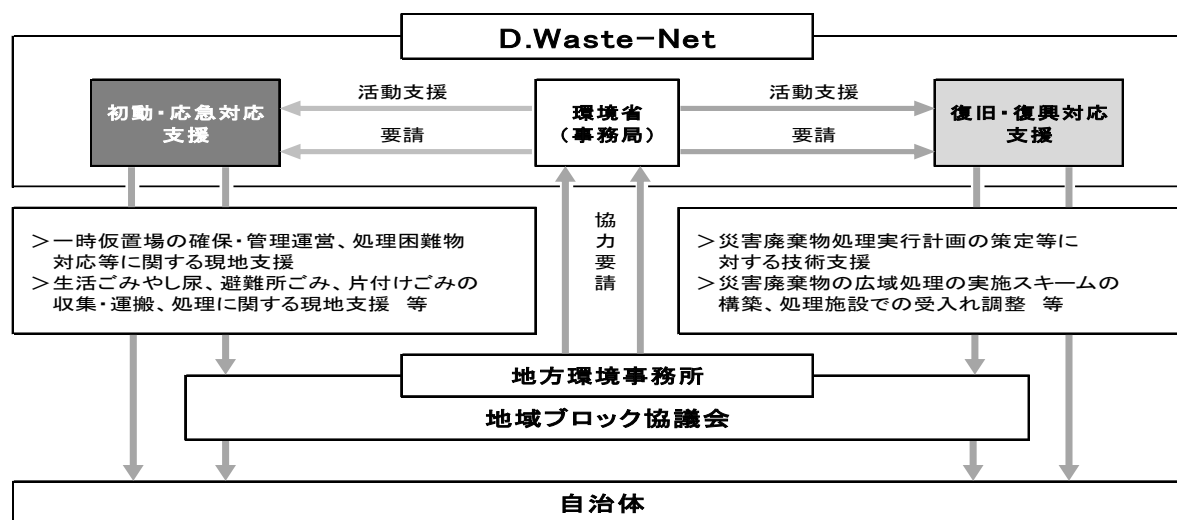


図 2.4.2 D. Waste-Net の災害時の支援の仕組み

2) 埼玉県清掃行政研究協議会

埼玉県清掃行政研究協議会は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の精神に基づき、廃棄物の排出抑制及び適正処理並びに清潔の保持に関する知識及び技術を交流して、廃棄物の処理体制を確立し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

災害時には、家屋の倒壊による「がれき」や、ごみ処理施設の破損により行き場を失った「生活ごみ」が大量に発生します。これに伴い、害虫や悪臭などが発生し、町民の生活に大きな支障が生じる危険性があります。こうした事態を回避するため、埼玉県清掃行政研究協議会を活用し、災害廃棄物の円滑な処理を目的とした市町村相互支援体制を確立します。市町村相互支援体制時の協力要請を図2.4.3に示します。

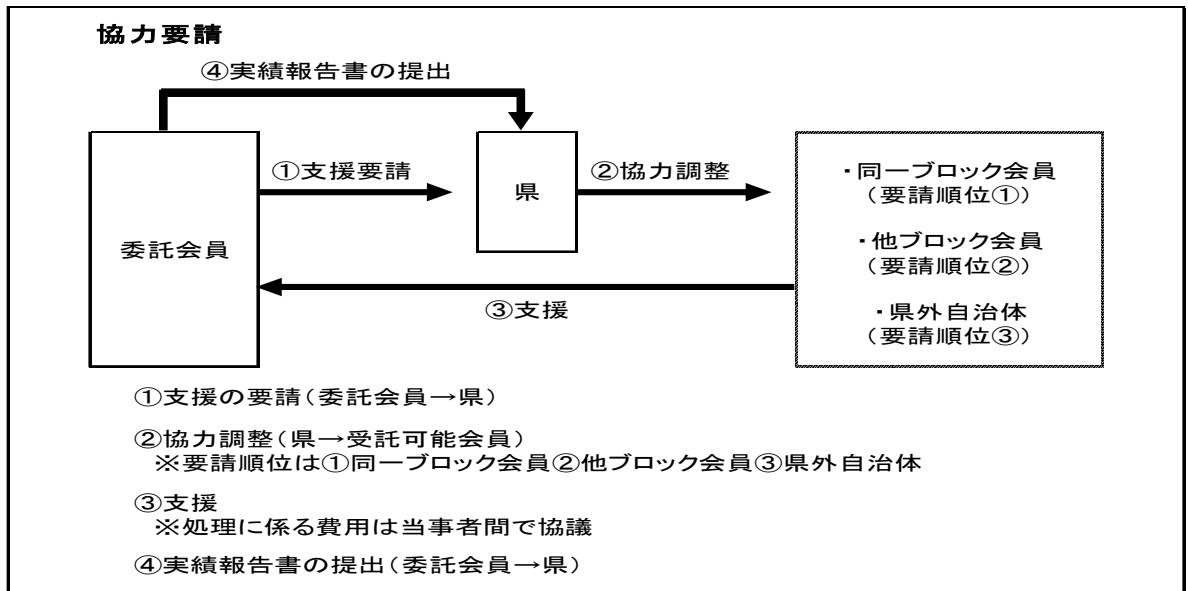


図 2.4.3 市町村相互支援体制時の協力要請

第5節 一般廃棄物処理施設の対策

1. 一般廃棄物処理施設の現況

久喜宮代衛生組合の一般廃棄物処理施設の概要を表2.5.1に、北本地区衛生組合の一般廃棄物処理施設の概要を表2.5.2に示します。また、近隣自治体の一般廃棄物処理施設の概要及び位置を表2.5.3、図2.5.1に示します。

表2.5.1 久喜宮代衛生組合の一般廃棄物処理施設の概要

施設名称	施設概要	住所連絡先
①久喜宮代清掃センター	ごみ焼却施設 150t/24h 粗大ごみ処理施設 30t/5h	埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸 1276-1 TEL：0480-34-2042
②菖蒲清掃センター	ごみ焼却施設 30t/8h 破碎施設 10t/5h	埼玉県久喜市菖蒲町台 2770-1 TEL：0480-85-7027
③八甫清掃センター	ごみ焼却施設 105t/24h 粗大ごみ処理施設 30 t/5h	埼玉県久喜市八甫 2525 TEL：0480-58-1309

表2.5.2 北本地区衛生組合の一般廃棄物処理施設の概要

施設名称	施設概要	住所連絡先
④クリーンセンターあさひ	し尿処理施設 136kL/日	埼玉県北本市朝日 1-200 TEL：048-591-5490

表 2.5.3 近隣自治体の一般廃棄物処理施設の概要

施設名称	施設概要	住所連絡先
⑤久喜市 八甫清掃センター し尿処理施設	し尿処理 70kℓ/日	久喜市八甫 2525 TEL : 0480-58-1309
⑥杉戸町 杉戸環境センター	ごみ焼却施設 84t/16h	杉戸町木津内 577 TEL : 0480-38-0401
⑦春日部市 豊野環境衛生センター	ごみ焼却施設 133t×3基	春日部市豊野町 3-6 TEL : 048-734-2111
⑧春日部市 クリーンセンター	不燃ごみ・粗大ごみ 80t/5h	春日部市豊野町 3-9-1 TEL : 048-734-2111
⑨春日部市 汚泥再生処理センター	処理能力 69kℓ/日	春日部市豊野町三丁目 6番地 TEL : 048-734-2134
⑩蓮田白岡衛生組合	ごみ焼却施設 90t/24h×3基	白岡市篠津 1279-5 ・環境センター TEL : 048-766-3738 (蓮田局) TEL : 0480-92-8839 (白岡局)
	粗大ごみ処理施設 36t/5h	・リサイクルプラザ TEL : 0480-93-0077
	し尿処理 42kℓ/日	・蓮田市役所 みどり環境課 TEL : 048-768-3111 環境担当 内線 151 ・白岡市役所 環境課 TEL : 0480-92-1111 環境衛生担当 内線 283
⑪幸手市 ひばりヶ丘桜泉園	破碎処理 30t/5h し尿処理 80kℓ/日	埼玉県幸手市大字木立 1779-5 TEL : 0480-48-0331

第5節 一般廃棄物処理施設の対策



※④北本地区衛生組合クリーンセンターあさひは本図外に所在する。

図 2.5.1 近隣自治体の一般廃棄物処理施設

2. 一般廃棄物処理施設の災害対策

久喜宮代衛生組合及び北本地区衛生組合では、発災時に一般廃棄物処理施設等が被害を受けないよう、あるいは被害を最小限に留め、災害に強いごみ処理施設（廃棄物処理、し尿処理、中継施設、収集運搬施設等）とするための防災対策（地震、停電、火災、浸水）を計画的に講じていきます。また、久喜市において、久喜宮代衛生組合の3箇所の清掃センターを統合した市内全域及び宮代町のごみ処理を行う「新たなごみ処理施設」の整備を予定しています。

久喜宮代衛生組合災害時における業務運営の主な流れを表2.5.4に示します。

表 2.5.4 久喜宮代衛生組合災害時における業務運営の主な流れ

総務課		業務課	
	3 災害時の職員参集等マニュアル	1 災害時の施設緊急停止マニュアル 2 災害時の施設被災状況及び復旧作業量の調査方法マニュアル	
0h	災害発生		
		●震度 5 弱以上で施設緊急停止	
0.5h	震度 5 強以上で職員は参集		●運転管理業者は施設停止を業務課職員に報告
1h	●参集人数確認(事務職、技能労務職) ●通信インフラの確認		
2h	●経営会議で参集人数及び被災状況の把握、今後の対応協議		
	●市町に被災状況等報告 削除	●運転管理業者の人数確認 ●参集人数確認(事務職、技能労務職) ●経営会議で状況報告 ●県に被災状況報告	
3h		●管内の路面被害状況、避難所設置情報を確認する(市町) ●施設被害状況 (外観)、インフラ状況の確認 ●震度5強未満の場合で運転管理業者により被害が確認された場合は業務課職員に報告、職員は参集	
6h	●経営会議で参集人数及び被災状況の把握、今後の対応協議		
	●市町に被災状況等報告 ●組織体制の再編	●経営会議で状況報告 ●公共収集による受入の可否の判断 ●被害状況(外観)を経営会議で報告 ●県に施設被災状況報告	
12h	●経営会議で参集人数及び被災状況の把握、今後の対応協議		
	●市町に被災状況等報告 ●職員ローテーション作成 (状況によっては一部職員 自宅待機)	●職員ローテーションにより現場作業を交替 ●状況によっては民間事業者に応援を要請 ●県に施設被災状況報告	
36h	●経営会議で参集人数及び被災状況の把握、今後の対応協議		
72h		●焼却炉内部の冷却を確認 ●施設内部被害状況確認(焼却炉)	
80h	●経営会議で参集人数及び被災状況の把握、今後の対応協議		
		●施設内部被害状況を経営会議で報告 ●県に施設被災状況報告	
82h		●何も異常が無ければ、運転再開(焼却炉) ●何か異常があった場合、施設を停止させ、必要な対応をとる ●公共収集による受入の可否の判断	
100h	●経営会議で参集人数及び被災状況の把握、今後の対応協議		
	●市町に被災状況等報告 ●状況によりホームページ等で周知	●県に施設被災状況報告(問題があった場合)	

出典) 久喜宮代衛生組合：災害時業務運営マニュアル【地震・風水害編】、第3版 2024.4
(経営会議：課長補佐級以上の職員で構成する久喜宮代衛生組合の庁議)

3. 一般廃棄物処理施設の災害対応

施設の被災状況に応じて、復旧し、生活ごみ等の処理を行い、余力で災害廃棄物の処理を行っていきます。一般廃棄物処理施設（焼却施設）の災害対応を表 2.5.5 に、一般廃棄物処理施設（破碎施設）の災害対応を表 2.5.6 に示します。

表 2.5.5 一般廃棄物処理施設（焼却施設）の災害対応

施設名	処理能力	年間 処理能力	年間処理量	余力	災害廃棄物 処理量
久喜宮代 清掃センター	150t/24h	48,750t/ 年	13,310t/年	35,440t/ 年	88,600t/2.5年

- ・試算条件：稼働日数 258～325 日/年（久喜宮代衛生組合一般廃棄物処理実施計画（平成 30 年度））
- ・処理期間：2.5 年（災害廃棄物処理期間は最大 3 年であるが、既往施設の機能回復及び契約等手続きで 6 か月程度要するとして、処理期間を 2.5 年とした）
- ・災害廃棄物処理量：＝余力（年間処理能力－年間処理量）×2.5 年

表 2.5.6 一般廃棄物処理施設（破碎施設）の災害対応

施設名	処理能力	年間 処理能力	年間処理量	余力	災害廃棄物 処理量
久喜宮代 清掃センター	30t/5h	7,200t/年	841t/年	6,359t/年	15,898t/2.5年

- ・試算条件：稼働日数 240～259 日/年（久喜宮代衛生組合一般廃棄物処理実施計画（平成 30 年度））
- ・処理期間：2.5 年
- ・災害廃棄物処理量：＝余力（年間処理能力－年間処理量）×2.5 年

久喜宮代衛生組合の災害時の施設緊急停止マニュアルを表 2.5.7 に、災害時の施設被災状況及び復旧作業量の調査方法マニュアルを表 2.5.8 に示します。

第2章 災害廃棄物処理の体制と情報管理

第5節 一般廃棄物処理施設の対策

表 2.5.7 災害時の施設緊急停止マニュアル

[業務課]

	フェーズ	担当	具体的な作業内容など	関連機関 連絡先等
0h	0 災害発生		● <u>震度5弱以上で、運転管理業者により緊急停止。</u>	三機化工建設(株) 久喜宮代事業所
				(株)カンエイメンテナ ンス菖蒲事業所
			※以下「フェーズ 1」以降は、「5弱」の記述のあるものを除いて、震度5強以上についての流れとする。	荏原環境プラント(株) 久喜事業所
0.5h	1 職員参集	組合職員	●震度5強以上の場合、電話不通の可能性が高いので、職員は緊急連絡網による連絡がなくても、自主的に参集。 ●技能労務職員又は運転管理業者は施設の緊急停止を業務課職員に報告(震度5弱以上)。	衛生組合 緊急連絡網
		局長	●緊急連絡網による職員招集を補完的に行う(ただし、自主的な参集が原則)。	
2h	2 人員確認	業務課長	●以下の人員確認を行い、総務課へ報告。 ・参集人数を把握(事務職、技能労務職) ・運転管理業者 ●経営会議(災害対策本部)において状況報告を行う。	
3h	3 施設確認	業務課係長	●施設の被害状況(外観)、インフラの稼働状況の確認。 ●震度5弱以上の場合、運転管理業者は、緊急停止後に施設の被害状況(外観)、インフラの稼働状況を確認し、業務課職員に報告。被害が確認された場合、局長、業務課職員は参集する。 以下 4 以降の流れへ。	施設 (運転管理業者) インフラ (業務課職員)
6h	4 被害状況の把握	業務課長	●被害状況をまとめ、経営会議において状況報告 ※2 <u>災害時の施設被災状況及び復旧作業量の調査マニュアルへ</u>	

出典)久喜宮代衛生組合:災害時業務運営マニュアル【地震・風水害編】、第3版 2024.4

表 2.5.8 災害時の施設被災状況及び復旧作業量の調査方法マニュアル

[業務課]

	フェーズ	担当	具体的な作業内容など	関連機関 連絡先等
0h	0 災害発生		●震度5弱以上で、 <u>運転管理業者により緊急停止。</u>	(株)カンエイメン テナンス菖蒲 事業所
			※以下「フェーズ1」以降は、「5弱」の記述のあるものを除いて、震度5強以上についての流れとする。	荏原環境プラ ント(株) 久喜事業所
0.5h	1 職員参集	業務課職員	●震度5強以上の場合、電話不通の可能性が高いので、職員は緊急連絡網による連絡がなくても、自主的に参集。 ●業務課職員は、施設の緊急停止に関して技能労務職員(久喜宮代)又は運転管理業者(菖蒲・八甫)へ報告を求める(震度5弱以上)。	衛生組合 緊急連絡網
		局長	●緊急連絡網による職員招集を補完的に行う(ただし、自主的な参集が原則)。	
2h	2 人員確認	業務課長	●以下の人員確認を行い、総務課へ報告。 ・参集人数を把握(事務職、技能労務職) ・運転管理業者 ●経営会議(災害対策本部)において状況報告を行う。 ●県へ状況報告。	埼玉県
3h	3 施設確認	業務課係長	●施設の被害状況(外観及び内部)、インフラの稼働状況の確認。 ●震度5弱以上の場合、技能労務職員(久喜宮代)又は運転管理業者(菖蒲・八甫)は、緊急停止後に施設の被害状況(外観及び内部)、インフラの稼働状況を確認し、業務課職員に報告。被害が確認された場合、局長、業務課職員は参集する。 ●被害が確認された場合は、局長、業務課長等に報告する。	施設 (技能労務職員 又は、運転管 理業者) インフラ (業務課職員)
6h	4 被害状況の把握	業務課長	●被害状況をまとめ、経営会議において状況報告。 ●県へ状況報告。	埼玉県
6.5h	5 再稼働の確認	業務課長	●被害がなければ、試運転開始。	技能労務職員 又は、運転管 理業者
		業務課係長	●被害が確認された場合は、復旧作業の準備を指示。	
7h	8 運転・報告	業務課長	● <u>試運転結果に問題がなければ、通常運転へ。</u>	技能労務職員 又は、運転管 理業者
		業務課係長	●試運転結果に問題があった場合は、再調査を実施。 ●調査後、問題があった場合は県へ報告。	
				埼玉県

出典)久喜宮代衛生組合:災害時業務運営マニュアル【地震・風水害編】、第3版 2024.4